

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第52号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則（昭和31年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第2条 <u>条例第2条第3項</u> の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(7) (略)	第2条 <u>条例第2条第2項</u> の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(7) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。